

## コミュニティ・スクールについて



前橋市教育委員会

## コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクール = 「学校運営協議会」を置く学校

学校運営協議会 = 保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って、学校職員と共に学校運営に参加する仕組み

### 導入の背景

<社会構造の変化>

- 急激な少子化・高齢化
- グローバル化、デジタル化、Society5.0時代
- 地域コミュニティの希薄化
- 社会的包摂や共生社会の実現の必要性

<学校運営にかかわる変化>

- 社会に開かれた教育課程の実現
- 子供を取り巻く課題の複雑化・困難化・潜在化
- 学校における働き方改革

→保護者や地域住民の学校運営への参画と支援・協力を得ることにより、学校運営の改善と教育活動の充実を図る「地域とともにある学校づくり」の推進が必要

## コミュニティ・スクールの経緯

- ・H16 地教行法の改正により、コミュニティ・スクール制度化
- ・H28 前橋版コミュニティ・スクール（学校支援協議会）を導入
- ・H29 地教行法改正により、設置が努力義務化  
同時に、役割に「学校運営への必要な支援」に関する協議を行うことが追加され、委員に「地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う者」が追加された  
社会教育法改正により、地域学校協働活動制度化
- ・H30 第3期教育振興基本計画（～R4）で「全ての公立学校への導入を目指す」とされた
- ・R04 CSの在り方検討会議の最終まとめで、改めて「全ての学校への導入」と「類似の仕組みの国版への移行」が示された  
「教育進化のための改革ビジョン」で「全ての学校での導入を加速する（重点期間：R4～6）」とされた

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会）について

**「学校運営協議会」を置く学校 = コミュニティ・スクール**  
保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って学校運営に参加する仕組み

学校運営協議会  
の役割

保護者や地域住民等と学校職員が、学校運営や運営に必要な支援について協議する

保護者や地域住民等と学校職員による合議体

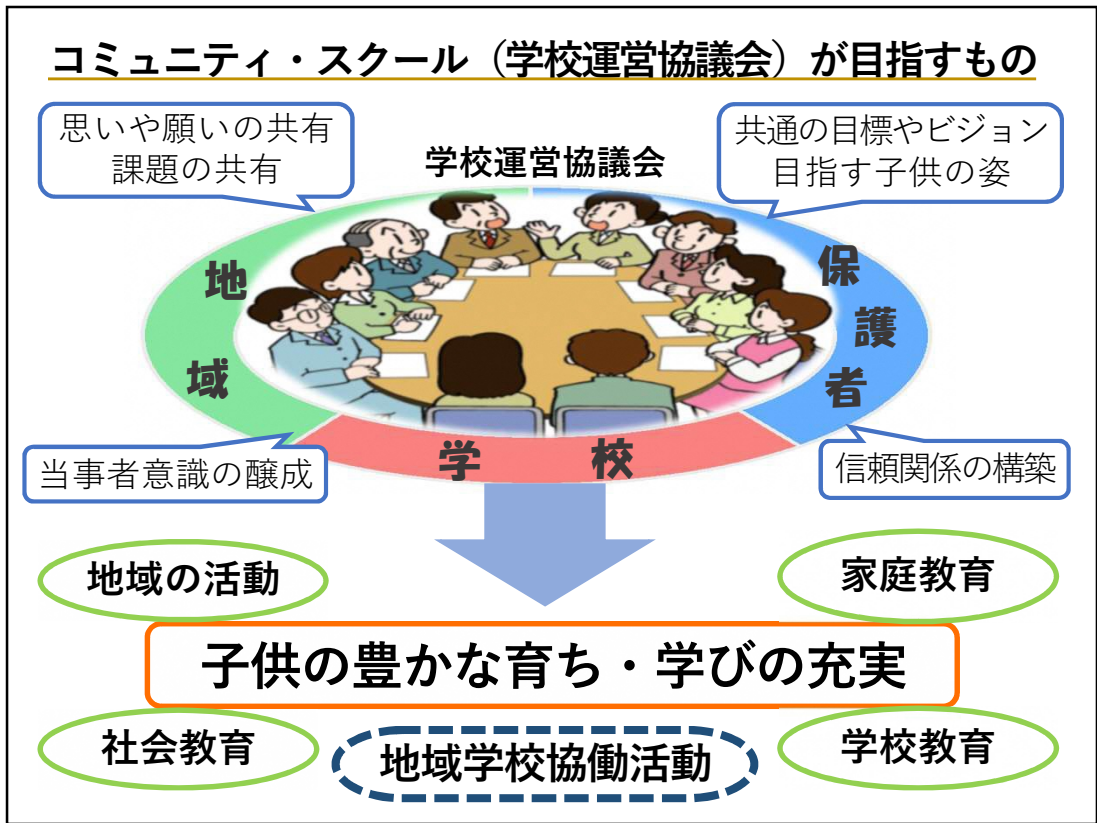
学校運営や運営に必要な支援について話し合う

当事者の一人として学校運営に参画



熟議を通して信頼関係を深め、目標やビジョン、課題を共有する

学校教育や社会教育、地域づくり等の枠を越えて、子供を取り巻く課題の解決や子供の育成に取り組む



## コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の意義・役割

- 熟議を通じて、学校と社会が理念を共有し、どのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、教育課程を編成していくことができる **【社会に開かれた教育課程】**
- 保護者や地域住民等が、学校と権限・責任を共有し、当事者の一人として、学校運営に参画することができる **【当事者意識、社会総掛かり】**
- 人の異動に影響されない、継続的な協働体制を築くことができ、災害等の困難な状況でも、混乱なく安定した学校運営を行うことができる **【組織的・継続的な体制の構築、持続可能性】**
- 地域学校協働活動と一体的に推進することによって、連携・協働による教育活動の質の向上を図ることができ、前橋の教育が目指す子供像の実現にもつなげることができる **【「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に活動する子供」】**
- 協議会の意見や承認事項は、校長の決断や取組を後押しし、自律的な学校運営を支え・強化する

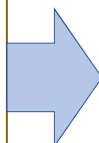
## 学校評議員と学校運営協議会の違い

### <学校評議員>

- ・地域社会に開かれた学校づくりを推進するための教育活動の計画・実施等について、校長の求めに応じて意見を述べる
- ・学校の職員以外の教育に関する理解及び識見を有する者から5名程度で構成する
- ・校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する
- ・評議員は無償で会議に参加する

### <学校運営協議会（CS）>

- ・会長が招集する会議において、学校運営及び運営に必要な支援について協議する
- ・保護者、地域住民、有識者、地域学校協働活動推進員、学校職員等から12名以内で構成する
- ・校長の推薦に基づき、教育委員会が任命する
- ・非常勤特別職公務員の身分となり、市職員と学校職員以外には報酬を支払う
- ・学校運営の基本方針の承認を行う
- ・学校運営と職員の任用に意見を述べることができる



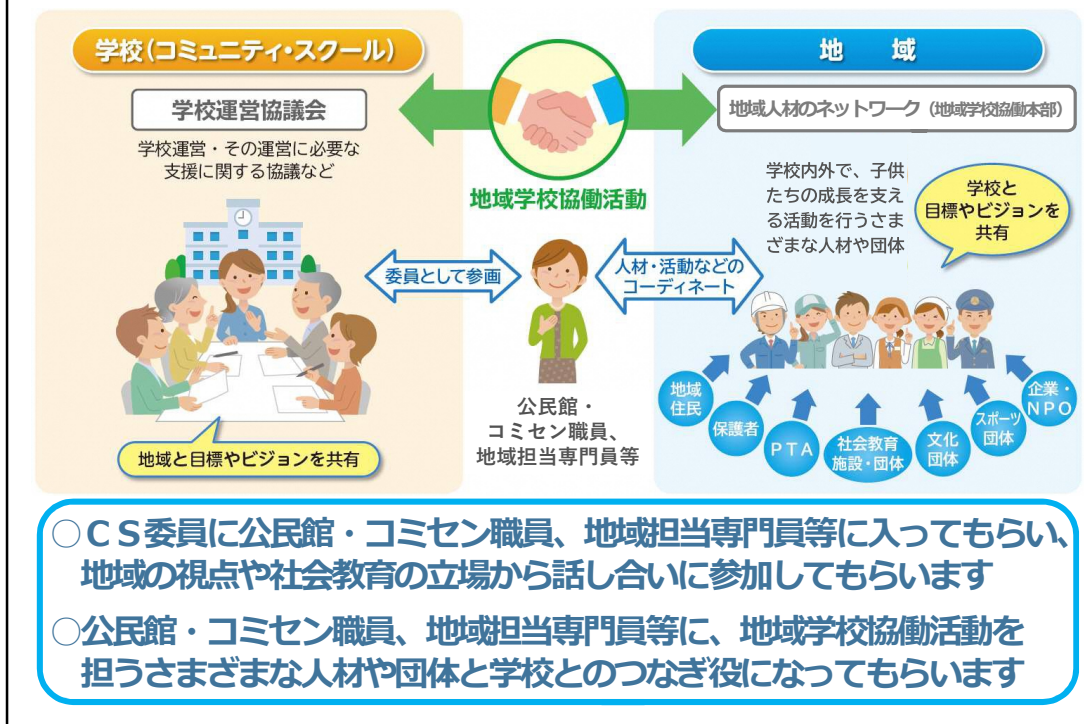
## 学校運営協議会の委員について



### 学校運営協議会の委員（12名以内(うち学校職員以外の委員は最大7名))

- ・保護者 PTA役員等 2名程度
- ・地域住民 自治会長等 2名程度
- ・運営に資する活動を行う者 ボランティアリーダー等 1名程度
- ・関係行政機関職員 公民館職員・コミセン職員等 1名程度
- ・学識経験者 教員経験者、大学関係者等 1名
- ・学校職員 管理職、教務、連携担当、事務職員等 5名程度

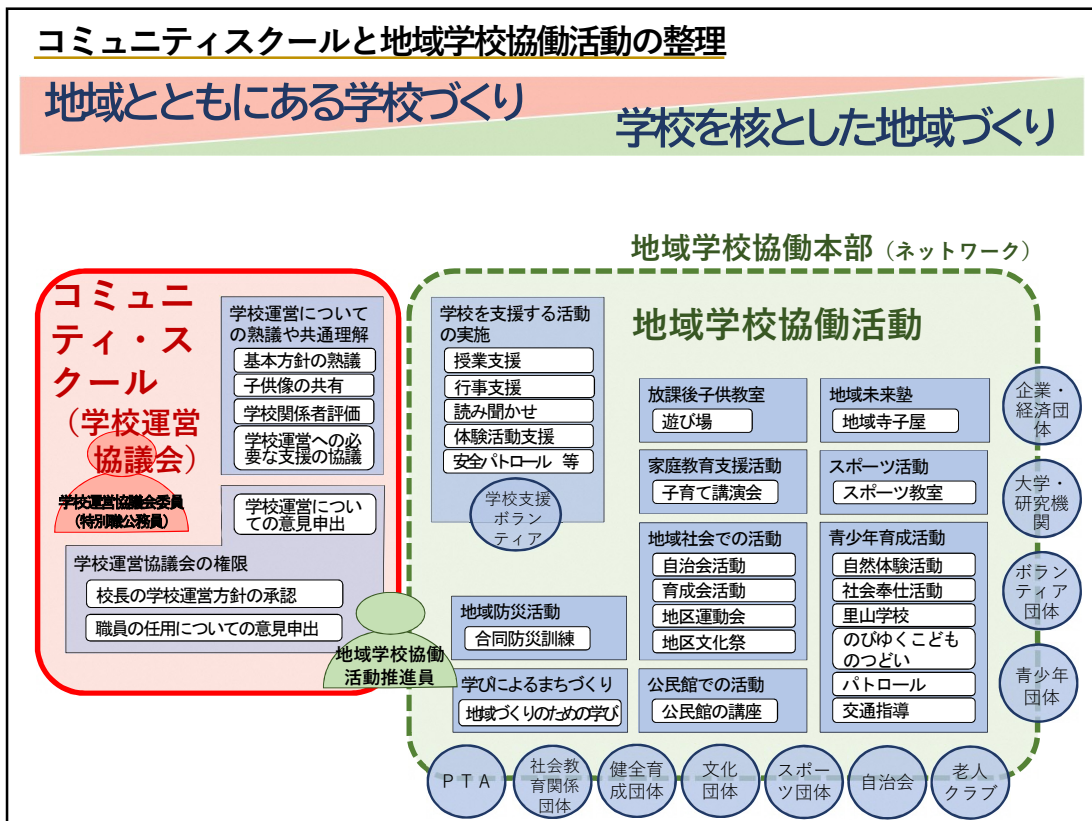
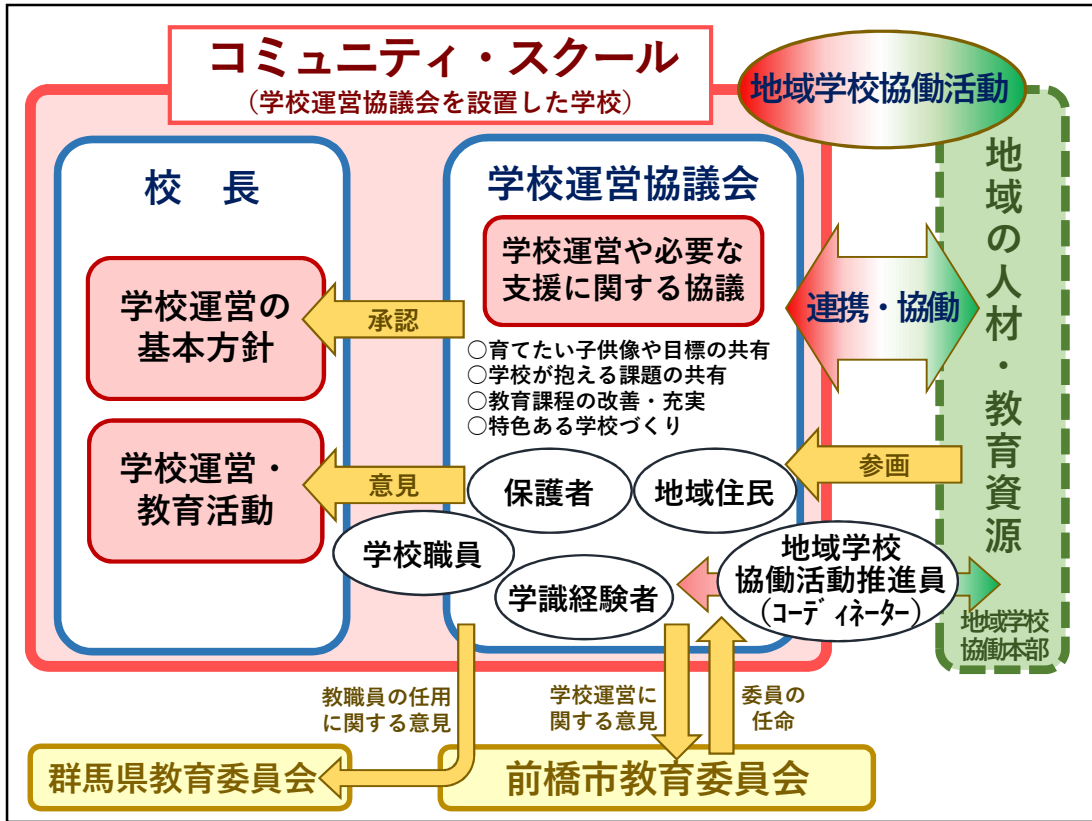
## コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



## コミュニティ・スクールの導入前と導入後







## 前橋市立学校へのコミュニティ・スクール導入計画

### ○全校導入までのスケジュール

#### < R 5 > 前橋版CS導入校7校に導入

7校

桃井小、わかば小、細井小、二之宮小、月田小、明桜中、荒砥中

#### < R 6 > 公民館・コミセンを網羅 15校に導入

22校

中川小、若宮小、岩神小、下川淵小、勝山小、元総社北小、東小、清里小、大胡小、第五中、桂萱中、芳賀中、木瀬中、宮城中、富士見中

#### < R 7以降 > 全校導入 残り45校に導入

67校

※公民館との調整、予算の確保が必要

## R5年度 コミュニティ・スクールの様子

### ○学校運営協議会の委員

- ・学校職員（校長、教頭、教務主任、事務職員、地域連携担当、生徒指導主任等）
- ・地域学識経験者、自治会長、PTA役員（会長、副会長等）、公民館長、コミュニティセンター長、地域担当専門員、同窓会役員、主任児童委員、遊び場代表、交通指導員代表、学校支援ボランティア、寺子屋指導者、部活動外部指導者、保護司会長等

## R5年度 コミュニティ・スクールの様子

### ○学校運営協議会の会議

年間 2、3回

### ○会議内容

- ・教育方針、活動計画について
- ・学校での様子、地域での様子について
- ・地域の危険個所について
- ・成果と課題について、次年度に向けて

### ○その他

- ・授業の参観や学校行事への参加

## R5年度 コミュニティ・スクールの様子

### ○地域と連携、協働した活動

- ・七夕飾りづくり
- ・伝統芸能鑑賞
- ・講演会
- ・仕事体験（キャリア教育）
- ・町探検
- ・スーパーマーケット見学
- ・米作り
- ・安全パトロール
- ・読み聞かせ
- ・学習支援
- ・地域学習
- ・地区運動会
- ・地区文化祭 等



## R5年度 コミュニティ・スクールの様子

### ○成果と課題

- ・学校内では経験できないことを地域の協力によって経験することができ、そのことが子供たちの学びに繋がった。
  - ・地域の学校への理解や協力を深められた。
  - ・普段学校の中では見られない、話を聞けない、体験できないことが地域のおかげででき、子供たちにとって非常に貴重な経験となった。
  - ・「地域で子供を育てる」という認識をさらに高めることができた。
  - ・連携・協働した授業や学校行事等の充実につながった。
  - ・校内での学習支援や地域学習における講師など、保護者や地域の方の協力のおかげで、学校の教育活動が充実したものとなった。
  - ・キャリア教育として有意義だった。
- 
- ・活動量や継続するかどうかについて、地域の方々とのバランスを取り、学校・地域ともによい方向になるように調整をすることが課題。

